

## ○ 寝具類洗濯業務に関する基準（認定基準）

### 1 基本的事項

- (1) 寝具類の洗濯業務を行う事業者（以下「事業者」という。）は、寝具類洗濯業務（以下「本サービス」という。）の社会的影響の重要性に鑑み、医療機関や国民の信頼を確保しつつ、健全な発展を図ることを社会的責務として自覚し、事業を行うに当たり守るべき事項を定めた「一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領」を遵守しなければならない。
- (2) 事業者は、質の高い本サービスを行うために、医療機関との意思の疎通を図り、問題点の改善のため努力する意思とこれを具体的に実施していく能力を有しなければならない。このため、事業者は、適任者を選定し、本サービスの提供体制等について少なくとも年1回以上自らの評価を実施し、継続的改善に努めるものとする。また、評価結果の記録を作成し、3年間保管しなければならない。
- (3) 事業者は、クリーニング業法（昭和25年法律第205号）、労働関係法令、その他の関係法令を遵守しなければならない。

### 2 受託できる寝具類の範囲について

事業者が医療機関より本サービスを受託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体（以下「1類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されている恐れのあるものを含む。）であって、病院において同法第29条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- (2) 診療用放射性同位元素により汚染されているもの（汚染されている恐れのあるものを含む。）

### 3 感染の危険のある寝具類の処理

感染の危険のある寝具類（1類感染症等の病原体により汚染されているものを除く。）を受託する場合にあつては、当該寝具類を密閉した容器に収め、たうえ感染の危険のある旨を表示して医療機関内から持ち出すなど、他に感染する恐れのないよう取り扱わなければならない。

#### 3-2 感染の危険性に伴う衛生管理

昨今の院内感染の増加に伴い、寝具類洗濯業務に対し、衛生管理の徹底を図ることが求められている。衛生検査を実施し、洗濯・消毒結果について評価することが求められる。衛生検査は、少なくとも年1回以上はシーツ、包布、枕カバーの3点セットについて、事業者自らが官能検査（変色及び異臭）及び細菌検査（大腸菌群、MRSA、一般細菌）を実施しなければならない。

なお、当該検査は第三者機関への委託を妨げない。

## 4 サービスの提供体制等

### (1) 組織、管理運営に関する事項

- ア 事業者は、本サービスの提供を円滑、適切に展開するため、病院の寝具類の洗濯を受託する洗濯施設（以下「洗濯施設」という。）の管理体制を整えなければならない。
- イ 事業者は、洗濯施設を円滑、適切に管理運営するために必要な規程等を策定し、維持管理しなければならない。
- ウ 職員の配置等
  - (ア) 洗濯施設には、専任の管理責任者及び業務を行うために必要な従事者を配置すること。
  - (イ) 管理責任者は、本サービスに相当の実務経験を有するクリーニング師とする。
  - (ウ) 管理責任者は、次の職務を行わなければならない。
    - ① 洗濯施設の衛生管理に関すること
    - ② 従事者の教育・研修に関すること
    - ③ 設備、器具等の衛生管理に関すること
    - ④ 寝具類の消毒、洗濯等の適正な処理に関する指導
    - ⑤ クリーニングに係る衛生の確保、改善及び向上に関すること

### (2) 従事者の教育・研修に関する事項

- ア 教育・研修の計画的、継続的实施  
事業者は、従事者の資質を向上させ、業務を的確・安全に行うため、適切な教育・研修を、計画的かつ継続的に実施すること。
- イ 新規採用者等への就業前の教育訓練  
新規に採用された者及び本サービスに初めて従事する者に対しては、教育訓練を行った後に業務に就かせること。
- ウ 外部研修等への参加等  
従事者の教育・研修は、内部研修に止まらず、外部の教育・研修等の機会も活用することが望ましいこと。なお、外部研修等に参加させたときは、報告会などの方法により、組織内にその研修内容等の共有化を図ること。
- エ 研修の項目  
内部研修には、以下の事項を含んでいる必要があること。
  - ① 寝具設備概論
  - ② 標準作業書の記載事項
  - ③ 洗濯物の処理に関する知識及び技能
  - ④ 寝具類の消毒に関する知識及び技能
  - ⑤ 衛生管理要領の記載事項
  - ⑥ 医療機関の役割と組織
  - ⑦ 倫理綱領
- オ 記録の作成、保管  
教育・研修の実施に関する記録を作成し、3年間保管しておくこと。なお、教育・研修に関する記録は、総体としての実施記録のほか、従事者個別に教育・研修への参加状況が把握できる記録を整備することが望ましいこと。

(3) 従事者の健康管理に関する事項

ア 事業者は、雇用形態を問わず全ての従事者に対して、次のことを行うこと。

- ① 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、その記録を保管すること。
- ② 従事者が感染の危険のある疾患に感染したときは、当該者を作業に従事させないこと。
- ③ 従事者の同居者が1類感染症等患者又はその疑いのある場合は、当該従事者が罹患していないことが判明するまで、当該者を作業に従事させないこと。
- ④ 日常的な健康の自己管理を促すこと。

イ 従事者は、次のいずれかに該当するときは、事業者又は管理責任者にその旨を報告し、指示に従わなければならない。

- ① 感染の危険のある疾患に罹患したとき
- ② 同居者が1類感染症等罹患、又は罹患した疑いのあるとき

(4) 施設及び設備等に関する事項

ア 洗濯施設の構造等について

洗濯施設は、次の要件を満たしていなければならない。

- ① 次に掲げる箇所は隔壁等により区分されていること。
  - a 洗濯施設と外部の間
  - b 洗濯施設と居室、台所、便所等他の施設の間
  - c 洗濯施設と他の洗濯物に係る各施設の間
  - d 洗濯施設内の清潔作業区域とその他の間
- ② 原則として病院洗濯物のみを取り扱う専門施設であること。

なお、他の洗濯物も併せて取り扱う場合にあっては、病院洗濯物に係る各施設（受取場、洗濯場（選別場、消毒場、洗い場、乾燥場等）、仕上場及び引渡場）が病院洗濯物専用のものであること。
- ③ 病院洗濯物に係る各施設は、採光、照明及び換気が十分に行われる構造であること。
- ④ 受取場、洗濯場、仕上場及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来さない程度の広さ及び構造を有すること。
- ⑤ 受取場及び引渡場には、取扱数量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台が設けられていること。
- ⑥ 洗濯場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材質を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- ⑦ 水洗いによる洗濯物の処理を行う洗濯施設の床面は、容易に排水ができるよう適当な勾配を有し、排水口が設けられていること。
- ⑧ 仕上げの終わった寝具類の格納設備が、汚染の恐れのない場所に設けられていること。
- ⑨ 洗濯施設内は、細菌の汚染程度により次に区分し、従事者が識別できるようになっていること。
  - ・ 汚染作業区域 : 受取場、選別場、消毒場
  - ・ 準汚染作業区域 : 洗い場 等
  - ・ 清潔作業区域 : 乾燥場、仕上場、引渡場 等

また、清潔作業区域への移動入路部には、手洗い及び消毒のための

設備を設けること。

イ 設備及び器具等について

洗濯施設は、本サービス専用の次の設備及び器具等を有していなければならない。

- ① 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス及び給湯に係る機械又は器具類など寝具類を適正に処理するための設備  
なお、これらの設備は、代替する機能を有する他の設備をもってこれに代えることができる。  
また、消毒設備については、近隣の複数事業者が共同で運用しても差し支えない。
- ② 寝具類の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等
- ③ 敷布団、掛布団、枕その他の修理に必要な設備  
なお、木綿わた製の布団の綿の打ち直しを外部委託する場合には、委託先との間で書面により契約を締結するとともに、綿を引き渡す際には、衛生面等に配慮して取り扱うこと。
- ④ 寝具類の輸送を行う専用の運搬車
  - a 不潔物と清潔物の運搬は、別車であることが望ましい。運搬を同一車で行う場合は、車内に不潔物と清潔物の格納のための区分体を設けるか、若しくは不潔物・清潔物別にそれぞれ専用容器に保管して行う方法によること。  
なお、運搬車及び専用容器等は、寝具類の輸送に使用した後は、適時消毒を行うこと。
  - b 寝具類の輸送を委託する場合は、運搬車の具備すべき要件及び当該車の清潔保持に関する事項並びに輸送業務を行うに当たっての遵守事項等を明確にし、委託先との間で書面により契約を締結すること。この場合、委託先における遵守事項等の励行状況を定期的に確認するものとする。
- ⑤ 清掃用具専用の保管場所

ウ 施設、設備及び器具等の保守管理等について

- (ア) 施設、設備及び器具等は、適切に保守・管理されなければならない。
- (イ) 事業者は、施設、設備及び器具等に係る具体的な衛生管理要領を定め、従事者に実施させなければならない。
- (ウ) 衛生管理要領には、施設、設備及び器具等に係る衛生管理として実施すべき事項について、具体的に記載されていなければならない。  
なお、各事項の記載内容は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）の別添1「病院寝具類の受託施設に関する衛生基準」に示されている要件を満たすものでなければならないこと。
  - ① 施設、設備及び器具の管理に関する事項
  - ② 寝具類の管理及び処理に関する事項
  - ③ 消毒剤及び洗剤等の管理に関する事項
  - ④ 従事者の管理に関する事項
- (エ) 作業に伴って生ずる排水及び廃棄物は、関係法令等を遵守し、適正に

処理しなければならない。

- a 洗濯施設からの排水は、公共下水道に放流する場合を除き、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理施設を設けること。なお、公共下水道に放流するときにあっても条例等で特段の定めのある場合にはそれによるものであること。
- b 感染の危険のある寝具類の搬送に使用した容器等の廃棄は、消毒又は焼却処理するか、感染性廃棄物として「感染性廃棄物の適正処理について」（平成16年3月16日環廃産発第040316001号）別添「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に準じて委託処理すること。

#### (5) 標準作業書及び業務案内書に関する事項

##### ア 標準作業書について

- (ア) 事業者は、受託業務の適正化及び標準化を図るため、標準作業書を整備し、医療機関から求めがあったときには、速やかに提示しなければならない。
- (イ) 標準作業書には、取扱い寝具類ごとに、運搬、受取り、消毒、洗濯、引渡し、保管の各工程の作業手順について記載されていなければならない。
- (ウ) 寝具類の消毒は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）の別添2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の汚染の危険のある寝具類に関する消毒方法」に示されている消毒条件を満たすものであること。

##### イ 業務案内書について

- (ア) 事業者は、受託する業務の内容、方法等を明確にするため、業務案内書を整備し、医療機関から求めがあったときには、速やかに提示しなければならない。
- (イ) 業務案内書には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。
  - ① 施設及び設備の概要
  - ② 業務の管理体制
  - ③ 取扱い寝具類の品目
  - ④ 寝具類の洗濯の方法

#### (6) 作業日誌等各種帳票類に関する事項

事業者は、各作業手順の内容を確認するため、次に掲げる帳票類を作成し3年間適切に保管しておかななければならない。なお、これら帳票類は、医療機関から求めがあったときは、開示しなければならない。

##### ① 受取り・引渡し記録

作業年月日、受取元の名称、各寝具類の数量、作業担当者名が記載されたもの。

##### ② 洗濯業務作業日誌

作業年月日、使用機器、稼働時間、受託先別の各寝具類の数量、作業担当者名が記載されたもの。

##### ③ 消毒業務作業記録

作業年月日、消毒方法、使用機器、消毒時間、受託先別の各寝具類の

数量、作業担当者名が記載されたもの。

- (7) 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理を行う洗濯施設に関する事項  
有機溶剤を使用しての洗濯物処理（以下「ドライクリーニング処理」という。）を行う洗濯施設にあつては、次のことを遵守しなければならない。
- ① 悪臭等による周辺への影響に十分に配慮し、適切な位置に局所排気装置等の換気設備を設けること。
  - ② ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。
  - ③ 適切に選定した有機溶剤に、水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間及び温度等を適正に調整すること。
  - ④ 有機溶剤の清浄化のために使用するフィルター等は、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

## 5 契約の締結

- (1) 事業者は、本サービスを提供するに当たっては、医療機関との間で、書面により契約を締結すること。
- (2) 契約書には、次の事項が盛り込まれていなくてはならない。
  - ① 医療機関名及びその代表者名
  - ② 事業者名及びその代表者名
  - ③ サービスの内容
  - ④ 契約の期間
  - ⑤ 委託料
  - ⑥ 免責事由
  - ⑦ 契約内容の変更、契約の解除
  - ⑧ 賠償責任

## 6 継続的な業務の遂行について

事業者は、受託洗濯施設の受託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の危険の担保のため、次の体制を整備しなければならない。

- (1) 一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマーク認定事業者との間で代行保証契約を締結するか、又は事業者団体等が行う代行保証制度へ加入するか、又は社内の他の病院寝具類専門施設から継続してサービス提供を実施する体制を構築すること。
- (2) 代行の実施が必要となった場合の対応のため、次の事項を記載したマニュアルを作成し、従事者及び医療機関に周知しておかなければならない。
  - ① 代行者の名称及び連絡方法
  - ② 代行の内容及び期間
  - ③ その他代行の実施に必要な事項
- (3) 代行保証に基づく代行は、業務を再開できるに至ったときは、速やかに解除できるものでなければならない。

## 7 再委託について

受託した本サービスの履行は、受託事業者自らが行わなければならない

い。ただし次の要件を満たすときは、受託した業務の一部を他の事業者  
に再委託することができる。この場合、当該業務に対する最終責任は、  
直接業務を受託した者が負わなければならない。

- ① 再委託をする合理的理由があること。
- ② 再委託先は、本サービスの認定施設であること。
- ③ 再委託先及び再委託する業務の範囲について、委託元である医療  
機関から書面で承諾を得ていること。
- ④ 再委託先と契約が締結されていること。

## 8 苦情対応体制の整備

- (1) 事業者は、次の事項が明記された苦情対応マニュアルを作成し、かつ、社  
内体制を整備することにより、苦情に対して、迅速かつ円滑に処理が行える  
ようにしておかなければならない。
  - ① 苦情を受けた際の連絡報告体制
  - ② 苦情内容に対する調査、対応方針の決定
  - ③ 医療機関等への対応
  - ④ その他必要な事項
- (2) 苦情の内容及び対応処置については、記録を作成し、3年間保管しておか  
なければならない。

## 9 賠償能力の確保

- (1) 事業者は、本サービスに起因してその利用者等に損害を与えた場合の賠償  
が迅速かつ円滑に行えるよう、別に定める要件を満たす賠償責任保険に加入  
しなければならない。
- (2) 賠償責任保険は、サービスマークの有効期間中、継続して加入していなけ  
ればならない。

### 制 定 平成4年1月10日

付則（平成5年1月22日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成5年1月22日から施行する。

付則（平成5年5月28日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成5年5月28日から施行する。

付則（平成7年1月31日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成7年6月1日の認定から適用する。

付則（平成10年6月1日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成10年6月1日の認定から適用する。

付則（平成10年9月28日一部改正）

申請時、本サービスの提供を行っていないため、調査・確認が出来ないもの（契約書・作業日誌等）については、サービスの提供の開始後に行うものとする。

1. 施行期日

この認定基準の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。

付則（平成14年2月1日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成14年6月1日の認定から適用する。

付則（平成18年5月29日一部改正）

（施行期日）

1. この認定基準の一部改正は、平成19年6月1日の認定から適用する。

（適用除外）

2. 改正後の認定基準の4（4）ア①d（清潔区域とその他の間との隔壁）、及び4（4）ウ（エ）a（排水処理施設の設置）の規定は、平成18年10月1日以前の認定施設において認定の更新にあつては、当該施設を更新築するまでの間は適用しない。

付則（平成19年6月1日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成19年6月1日から施行する。

付則（平成20年10月1日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成20年10月1日から施行する。

付則（平成29年5月31日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成30年2月1日の認定から適用する。

